主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人ら代理人田中豊吉、同猪狩満の各上告理由について。

本訴は、即時確定の利益を欠き、不適法である旨の原審の判断は、本訴請求の態様に照らし、正当である。したがつて、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するに帰するから、採用できない。よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_	<u> </u>	健	野	奥	裁判長裁判官
彦	-	芳	戸	城	裁判官
外]	和	田	石	裁判官
郎	<u> </u>	幸	Л	色	裁判官